

海産物の電話勧誘トラブルにご注意ください！



ポイント



- 海産物の電話勧誘トラブルに関する相談が多数寄せられています。最近では、一部の国・地域による輸入規制等により「困っている」「助けてほしい」などと言って消費者の親切心や同情心につけ込む勧誘や、強引な勧誘が見られるため注意が必要です。
- 電話で勧誘を受けた際、少しでもおかしいと感じたら、きっぱりと断りましょう。
- 電話勧誘で契約をしたときは、クーリング・オフができます。
- 断ったのに商品が送られてきた場合は受け取りを拒否し、代金を支払わないようにしましょう。受け取ってしまった場合でも、販売業者に対し返金を求めることができます。

和歌山県消費生活センター ☎073-433-1551
〒640-8319
和歌山市手平2丁目1-2県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

和歌山県消費生活センター紀南支所 ☎0739-24-0999
〒646-0027
田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内

※消費者ホットライン ☎^{いやや}188 でもお近くの相談窓口につながります。